

大綱 3

町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり ～人権・男女共同・地域コミュニティの施策～

1. 人権の尊重
2. 男女共同参画社会の推進
3. 協働によるまちづくり
4. 地域コミュニティの推進
5. スポーツ・芸術・文化活動の推進

1. 人権の尊重

町の現況と課題

21世紀は人権の世紀といわれ、国際社会においても「人権尊重」が大きな潮流となっています。本町では、「※松伏町人権施策推進指針」を定め、町民一人ひとりが人権を尊重し、真の豊かさを実感できる「差別のない明るい社会」の実現をめざしています。

その結果、差別意識や偏見は徐々に解消されつつありますが、※同和問題や配偶者・パートナーに対する暴力（DV）、児童・高齢者に対する虐待、情報化社会の進展に伴ったインターネットを使いたいじめなど、さまざまな人権問題が根強く残っています。また、障がいのある人や外国籍の人などさまざまな困難を抱える人たちへの差別や排除もみられます。

こうした問題を解決するには、あらゆる人権問題に対して正しく理解するための一層の啓発活動が必要となっています。地域や家庭、学校での人権啓発の取り組みや※人権擁護委員と連携した人権相談の充実、人権尊重の視点に立った行政など、人権侵害が起こらない社会の仕組みをつくっていく必要があります。

基本方針

「松伏町人権施策推進指針」に基づき、関係機関と連携しながらさまざまな人権問題に対する取り組みを総合的に推進します。

〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成30年度）
人権に関する研修参加者数	260人	280人

基本計画

（1）啓発・教育活動の推進

①啓発活動の推進

地域や家庭、学校などさまざまな場において、人権を尊重する意識や他者への思いやりの心を学ぶことができるよう情報提供や啓発活動に努めます。

②人権教育の推進

人権セミナーなどあらゆる機会を通じて人権教育を推進します。また、学校における人権教育を充実し、児童生徒、教師がいじめや体罰について考える機会、防止するための取り組みに努めます。

(2) 人権相談体制の充実

①相談体制の充実

人権に関するさまざまな問題に応じるため、相談体制を強化するとともに、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

②各機関との連携の強化

人権問題はさまざまな分野で横断的に存在することから、関係機関との連携を強化し、問題の解決に努めます。

用語解説（50音順）

人権擁護委員：法務大臣が委嘱し、地域のなかで人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していく活動を行う者のこと。

同和問題：日本社会の歴史的な過程において形成された身分制度に基づく差別により、経済的・社会的・文化的に卑下される立場におかれ、現代社会においてもこれらの差別意識が基本的な人権を侵害している問題のこと。

松伏町人権施策推進指針：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を浸透させることを目標とし、人権教育・啓発の総合的な取組みの推進を示したもの。

2. 男女共同参画社会の推進

町の現況と課題

社会における活動や個人の生き方が多様化するなかで、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定的に捉える考え方（固定的役割分担意識）は依然として残り、是正に向けた取り組みが必要となっています。

共働き世帯も増えていますが、働く女性の育児や介護などの負担感は大きく、長時間労働が当たり前となっている男性の働き方の見直しや育児や介護への参加など、男性も含めたそれぞれの生活の実情にあわせた[※]ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が求められています。

本町では、平成 16 年に「松伏町男女共同参画推進条例」を制定し、その実行計画である「[※]まつぶしコミュニケーションプラン」（松伏町男女共同参画基本計画）に基づき、その成果を検証しながら男女共同参画社会実現に向けた施策に取り組んでいます。啓発活動や法制度の周知などを図る一方、NPO 団体の力を活用し、配偶者・パートナーからの暴力（DV）をはじめ、女性の抱える悩みや問題に対する相談を受け付けるなど、相談・支援体制の強化に努めています。

基本方針

地域・家庭・学校・職場といった、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる、いきいきと活動できる社会の実現に努めます。

〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成 30 年度）
まつぶしコミュニケーションプランの進捗率	84.4%	100%
男女が共に構成員数の4割以上である審議会等の割合	23.4%	40%
女性人材リストの登録者数	20人	50人

基本計画

(1) 男女平等の意識づくりの推進

① 固定的役割分担意識の是正

固定的な性別役割分担意識を是正するため、啓発活動や情報提供、学習機会の提供を図ります。

② 男女平等教育の推進

幼児期からの教育や学習を進めるため、保育士や教職員への研修を図ります。

(2) 男女共同参画の推進

① まつぶしコミュニケーションプランの推進

男女共同参画に関するさまざまな問題を解決するため、「まつぶしコミュニケーションプラン」(松伏町男女共同参画基本計画)に基づき、啓発活動や環境整備、町政運営などの女性参画を推進します。

② あらゆる分野への男女共同参画

男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野の活動に参画できるまちづくりを進めます。

③ 相談・支援体制の充実

女性の人権に関するさまざまな問題に応じるため、関係機関と連携を図り、相談・支援体制の充実に取り組みます。

(3) 男女対等な社会づくりの推進

① 「ワーク・ライフ・バランス」の実現

仕事、家庭生活、地域生活それぞれに応じて多様な生き方や選択ができるよう「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)を推進します。

用語解説(50音順)

まつぶしコミュニケーションプラン：男女共同参画社会の実現をめざして、女性政策を総合的に推進するための基本方針を示したもの。計画期間は平成22年度から26年度で、その後も見直しを行う予定。

ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

3. 協働によるまちづくり

町の現況と課題

※地方分権が進展するなか、これまで行政に依存しがちであった公共サービスを、町民と行政が互いの役割を果たしながら、協働してまちづくりを推進していくことが必要となっています。

しかしながら、町民、行政いずれにも「公共サービスの担い手は行政である」との意識が根強く、そのための意識改革が求められます。そして、まちづくりへの町民の参画意識を高め、意欲のある町民の知恵と力を結集したボランティアやNPOなど地域づくり団体の活動を支援し、町民と行政が一体となってまちづくりに取り組む協働体制をつくりあげる必要があります。

こうした活動を盛んにしていくためには、町民と行政お互いの役割を明らかにしながら、情報の共有化を図り、幅広い町民の参画を促すような施策を実施し、協働によるまちづくりを進める必要があります。

基本方針

町民と行政が相互理解を深めながら、町民参画の機会や協働でまちづくりを推進する仕組みや場づくりに努めます。

〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成30年度）
※町民の声ボックス受付件数	40件	100件
町ホームページのアクセス件数	170,000件	190,000件
町政モニター員によるアンケートの回答件数	66件	100件

基本計画

(1) 町民参画の仕組みづくり

①町民参加機会の拡充

政策形成過程への町民参加を促進するため、*公募委員の登用や町民意見反映手続制度など、多様な参加機会の創出に努め、情報の共有化を図ります。

②情報提供の充実

インターネット環境の進展に伴う社会変化が著しいなかで、町民の暮らしに必要な情報の積極的な提供に努めるため、町広報紙やホームページのほか、ツイッターをはじめとするインターネットを利用したさまざまな情報伝達の手段を活用します。

(2) 協働の担い手の育成

①協働の担い手の育成

町民や団体、NPOなどが主体となった公益活動や町民提案型まちづくり事業に対して支援を行い、協働の担い手として育成します。

用語解説 (50音順)

公募委員：公共機関ないし社会的に組織された法人・団体において設置された審議機関・諮問機関において一般から公募され、委嘱された委員をいう。

地方分権：従来の中央集権に対し、国と地方自治体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改め、地方自治体の自己決定と自己責任による行政運営を実現すること。地方自治の主体としてできるだけ多くの権限を付与・保障し、権力を中央統治機関に集中させずに、地方自治体に広く分散させる。

町民意見反映手続制度：町が重要な施策などを立案する際、その案と関係資料を町民に公表し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する町の考え方を公表する制度。

町民の声ボックス：町民参加の町政を推進するための手段の1つで、町民から手紙や電子メールで町政に関する意見や要望を受け付けるもの。

4. 地域コミュニティの推進

町の現況と課題

これまで、地域のコミュニティ機能を担ってきた自治会などの組織は、助け合いという慣習が希薄化し、加入率の低下、コミュニティ活動の停滞、また、高齢化による担い手不足などの問題が生じてきています。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、地域住民の共助の精神を根付かせた「地域社会の絆」の重要性を再認識させ、これまで以上に地域のつながりの必要性が求められています。

地域の活性化は、今後のまちづくりには必要不可欠であり、自治会活動を通じてコミュニティの促進に努めるとともに、外国籍住民が増加していることから、地域社会での多文化共生を推進する必要があります。

基本方針

地域の活性化を図るため、自治会加入率の向上に努めるとともに、自治会活動への支援、活動環境の充実に努めます。

〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成 30 年度）
自治会加入率の維持向上	63%	66%

基本計画

（1）コミュニティ意識の啓発

①コミュニティ意識の高揚

コミュニティ活動への自主的な参加を促進するため、意識啓発のための情報提供に努めます。

また、活動拠点の整備・充実に努めるなど、コミュニティ活動への支援に努めます。

②ボランティア活動への支援

地域社会に問題意識を持ち、その解決に向け自主的に行動を起こすことができるよう、ボランティア活動の普及と啓発に努めます。

また、ボランティア活動に気軽に参加できるよう、情報収集などの支援に努めます。

(2) 自治会活動の活性化の促進

①自治会加入率の向上

地域住民間のコミュニティの促進を図るため、自治会加入率の向上に努めます。

②自治会活動への支援

自治会が主催するイベントなどを支援し、地域住民主体の地域づくりを促進し、地域の活性化を図ります。

(3) 多文化共生の推進

①交流機会の充実

多文化共生をめざし、異なる文化や習慣への偏見をなくすため国籍を超えた交流を深める機会を充実します。

②国際的な人材の育成

グローバル化に応じた国際的人材を育成するため地域、学校、外国籍住民などが協力して異文化を学ぶ場をつくります。



日本語ひろばの様子

5. スポーツ・芸術・文化活動の推進

町の現況と課題

少子・高齢化やグローバル化など、社会・経済情勢の大きな転換期にあるなか、町民一人ひとりが生涯を通して学習に取り組むことの重要性が高まっています。町民の学習に対するニーズは多様化・高度化しており、学習や活動の場の充実が求められています。

本町では、町民の健康志向の高まりからスポーツ活動に対するニーズが高まっており、子どもから高齢者まで、年齢や体力に応じたスポーツやレクリエーションを楽しむことのできる環境づくりが求められています。

芸術・文化活動の拠点となる中央公民館などでは、さまざまな学習講座を開設し、継続的な学習機会を提供しています。今後の町民のニーズに応じた学習メニューの整備とともに、学んだ成果が適切に評価され、実際にまちづくりや子どもの育成などに活用できる仕組みをつくることも必要です。また、本町は「音楽によるまちづくり」を推進しており、田園ホール・エロウではさまざまなコンサートが開催され、町民が気軽に音楽に親しむことができる機会の充実に努めています。

国際交流は、国際交流協会を中心にオーストリアとの青少年交流により多くの中高生が参加する一方、日常生活の中でも外国人とのふれあいの機会が増えています。地域の特徴を活かしたさまざまな分野での交流の機会創出が必要です。

基本方針

町民一人ひとりが生涯にわたり学習できる環境を整えるとともに、学んだ成果をまちづくりに活かす仕組みづくりを進めます。また、芸術や文化に親しむ機会の提供や、町民の自主的な活動を支援します。

子どもから高齢者まで心身ともに健やかに暮らすため、生涯スポーツ活動を推進します。また、町民の国際的な意識を高めるため、国際的な交流を支援します。

〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成30年度）
スポーツ教室数	10教室	12教室
芸術・文化活動に関する講座数	17講座	18講座
町史編さんの進捗率	25%	70%
まちづくり出前講座数	92講座	98講座

基本計画

(1) スポーツ活動の充実

①スポーツ活動の推進

スポーツ推進委員や地域スポーツクラブと協力して、町民のニーズに応じたスポーツ教室やイベントを開催し、スポーツを通じた町民の交流や、健康増進の推進に努めます。

②指導者・リーダーの発掘・育成

地域のスポーツクラブやスポーツ少年団の活動を活発にするため、指導者、リーダーの発掘・育成に努めます。

(2) 芸術・文化活動の充実

①芸術・文化活動の支援

文化協会などの各種団体への活動支援により、町民誰もが気軽に芸術や文化に親しむ機会を充実します。

②音楽によるまちづくりの推進

子どもたちの活動への支援やグループの育成、また町民が気軽に音楽に親しむことができ、日常生活の中に音楽があるまちをめざします。

③歴史・文化の保存と継承

町内に残る文化財の歴史的価値を見出し後世へ残すため、資料の調査・研究を進め、文化財の保護及び町史の編さんを行います。

(3) 多様な学習機会の提供

①学習内容の充実

学習機会の拡充とともに、町民の学習ニーズに応じた学習内容の充実を図ります。

②学習成果の活用

生涯学習の成果をまちづくりや子どもの育成などに活用できるよう、機会の提供に努めます。

③学習環境の整備

公民館やスポーツ施設の機能を適切に維持するとともに、より多くの町民が利用できるよう、各種施設の有効利用に努めます。

また、専門的な知識や技能を有する地域人材などを活用することにより、学習環境の支援体制の充実を図ります。

(4) 広域交流の充実

①国内交流の推進

※地域資源を活用した他自治体との交流事業を推進し、さまざまな分野ごとの交流機会の創出に努めます。

②国際交流の推進

国際交流協会と連携し、外国籍住民の日本文化への理解を深めるとともに、日本人の外国人理解を深める交流を促進します。

用語解説（50音順）

地域資源：特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。



田園ホール・エローラでの演奏の様子